

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市
初認定：平成28年2月5日
広島県・今治市
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- （創業者的人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2）
- （人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3）

規制改革の内容

特例措置前

- スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- 退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

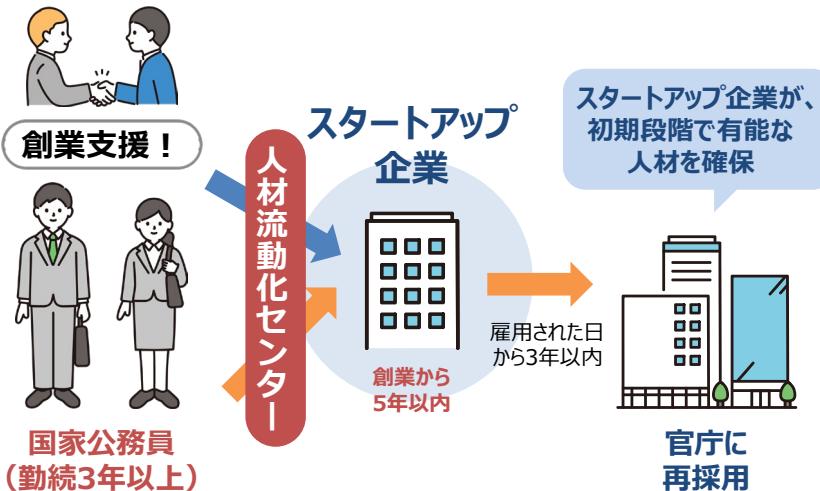
- スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

創業者的人材確保の支援

規制改革の概要

- 創業者的人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数

